

三島町公告第18号

三島町簡易水道事業経営戦略の策定について

平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号総務省財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知並びに平成28年1月26日付け総財公第10号・総財営第2号・総財準第4号総務省財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知の規定に基づき別紙のとおり策定したので公告する。

平成29年2月28日

三島町長 矢澤 源成

三島町簡易水道事業経営戦略

平成 2 9 年度～平成 3 8 年度

平成 2 9 年 2 月

福島県大沼郡三島町

三島町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 福島県三島町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29年 2月

計 画 期 間 : 平成 29年度 ～ 平成 38年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭 和 2 9 年 1 月 1 0 日	計 画 給 水 人 口	2,847 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	非適	現 在 給 水 人 口	1,744 人
		有 収 水 量 密 度	162.85 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	☒ 表流水 , ☐ ダム , ☒ 伏流水 , ☒ 地下水 , ☐ 受水 , ☐ その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長 42.2 千m
	配水池設置数	18	
施 設 能 力	1,377 m ³ /日	施 設 利 用 率	34.1 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 10m ³ まで1,954円 超過料金 超過料金1m ³ につき190円	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 1 7 年 4 月 1 日	

④ 組 織

簡易水道事業の管理組織は、産業建設課建設係において執行する。 全体総括:産業建設課長(事務職・50代) 事業管理責任者・水道技術管理者:産業建設課建設係長(事務職・30代・経験年数15年) 事業担当:産業建設課建設係主査 1名(事務職・30代・経験年数3年) 施設管理・検針・集金担当:個人委託(60代・経験年数40年)	
--	--

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成17年度に町の行財政改革の一環で、簡易水道事業の維持管理費の見直し、料金改定、今後の施設修繕計画を策定した。維持管理費においては、施設管理・検針・集金事業を賃金から委託料に切り替え、また、施設管理でも、職員の技術力の向上を図り、極力、直営による維持修繕を図り、コストの削減を図った。さらに、施設の修繕計画を策定することにより実施年度を明確化し、長期の財政計画が可能となった。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成27年度に策定した、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付済み。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

当町の人口の推移は、昭和25年の7,721人をピークに一貫して減少しており、平成27年の国勢調査では1,668人で過疎化が進んでいる状況である。また、老年人口の割合が全体の49.2%を占めており超高齢化社会となっている。さらに、人口の自然動態は出生より死亡が上回り社会動態でも転入よりも転出が上回っており、人口減少に有効な手立てがない現状にある。現状の人口動態が続いた場合、国立社会保障・人口問題研究所並びに日本創生会議の推計とも23年後の平成52年には600人から700人となっており、現在より1,000人程度減少する予測となっている。それに伴い、当町では平成28年3月に「三島町まち・ひと・しごと創生総合戦略・三島町人口ビジョン」を策定し、人口減少の対策を講じて平成52年には900人程度の人口推計となるよう策定している。

当町の簡易水道普及率は約96%であるため、給水人口予測は人口予測と同等と考えている。

(2) 水需要の予測

上記(1)により求めた給水人口の予測に基づき、水需要の予測を行うと、年に約3%程度の減少率となり平成27年に約171,000㎥の水需要に対し10年後の平成37年には約122,000㎥、平成52年には約86,000㎥となり、23年間で半分程度まで減少すると考えられる。

(3) 料金収入の見通し

上記(1)により求めた給水人口の予測に基づき、現行の料金体系のまま推移した場合、料金収入の予測は年に約3%程度の減少率となり平成27年に約39,500千円の料金収入に対し10年後の平成37年には約28,200千円、平成52年には約19,500千円となり、23年間で半分程度まで減少すると考えられる。

(4) 施設の見通し

当町で管理する簡易水道等の事業数は10施設で施設の整備状況は、経過年数0年から10年未満が1施設、10年から20年未満が4施設、20年から30年未満が3施設、30年以上が2施設となっている。水道管の耐用年数は概ね30年となっているため、整備後30年を経過している施設を平成17年に策定した修繕計画に基づき改修を実施する。また、計画実施の際には水源・浄水施設・配水池等の調査を実施し、老朽化がひどい場合には、新設と改修の規模及び費用の比較検討し、過剰な施設とらないよう考慮する。また、施設の統合が可能な場合は、維持管理費軽減の為、積極的に統合を行う。

(5) 組織の見通し

当町では、平成17年の行財政改革の一環で機構改革によりそれまでの専門係が消滅し、更に、統合により人員の削減が行われた。平成28年現在、課長を含め3名により事業を実施しているが、他事業との兼業や人事異動等、専門知識を有する職員がいない現状にあり、今後も増員は見込めない。以上の理由等から、今後は、施設管理や集金・検針等を専門知識を有する業者等に委託するなどの対策を検討する。

3. 経営の基本方針

三島町簡易水道事業は、住民生活に必要な不可欠な「水」を提供するライフラインとして、昭和29年の給水事業開始以来、山間部に集落が点在しているため、順次、集落ごとに施設を整備し、増大する水需要に対応してきた。経営面では、高齢化による人口減少に伴う収入減の傾向が続いている一方で、高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化には多大な費用が必要となるため、今後の経営状況はますます厳しいものとなることが見込まれる。

このような状況に対応し、施設等の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど経営基盤強化のための取り組みを一層推進すると共に、投資費用の合理化を前提として「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要である。このため、「住民に安全で安心な良質な水道水の安定した供給」を目標に、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①人口減少社会に対応した施設の改修 ②低予算で最大の効果を生む事業の構築
-----	---

主な投資の内容 大石田簡易水道施設改修事業:平成29年度～平成30年度:事業費1.0億円 桧原簡易水道施設改修事業:平成31年度～平成32年度:事業費1.0億円 西方簡易水道施設改修事業:平成36年度:事業費1.0億円 滝谷簡易水道施設改修事業:平成37年度:事業費1.0億円 投資内容における取組 各施設改修事業計画において、水源施設等の改修については、基本、既存施設の活用し、耐用年数を迎えた本管及び給水管の改修のみとしている。また、本管及び給水管の経路についても、既設管の位置にとらわれず、効率的な配管を心がけ、低予算となるように考慮した。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①有利な企業債の活用
-----	------------

財源 大石田簡易水道施設改修事業:平成29年度～平成30年度:事業費1.0億円:過疎債及び簡易水道事業債、給水分担金 桧原簡易水道施設改修事業:平成31年度～平成32年度:事業費1.0億円:過疎債及び簡易水道事業債、給水分担金 西方簡易水道施設改修事業:平成36年度:事業費1.0億円:過疎債及び簡易水道事業債、給水分担金 滝谷簡易水道施設改修事業:平成37年度:事業費1.0億円:過疎債及び簡易水道事業債、給水分担金 財源確保の取り組み 事業に取り組む際の財源については、交付税措置がある過疎債及び簡易水道事業債を活用し、有利な企業債を活用するようにする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、人口及び使用料の減少に伴う料金収入の減少が想定されているため、事業全体の経費削減の必要がある。料金収入に見合った事業のダウンサイジングを図り、かつ、効率的な事業の推進を図る。また、上昇が考えられる人件費については、必要最小限の1名体制を維持することにより、人件費の上昇を抑える。 取り組み 委託料:施設の統合を図り、水質検査等の経費の削減を図る 修繕費:施設の巡回により発生する修繕については、直営での修繕を行い、経費の削減を図る 職員給与費:必要最小限の1名体制を維持する
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民 間 の 資 金 ・ ノ ウ ハ ウ 等 の 活 用 (P F I ・ D B O の 導 入 等)	当町は、民間による投資効果は薄いと判断し、未検討である。
施 設 ・ 設 備 の 廃 止 ・ 統 合 (ダ ウ ン サ イ ジ ン グ)	施設の更新時期に、既設の改修と施設の統合の両面から検討し、更なる事業費の削減を検討する。
施 設 ・ 設 備 の 合 理 化 (ス ペ ッ ク ダ ウ ン)	計画給水人口と実際の給水人口が大幅にかい離しているため、改めて検討し、設備等の合理化を図る。
施 設 ・ 設 備 の 長 寿 命 化 等 の 投 資 の 平 準 化	適切な維持管理を行い、耐用年数の期間を伸ばし設備投資の平準化を図る。
広 域 化	集落間及び近隣町村との距離の関係から、広域化については未検討である。
そ の 他 の 取 組	特になし。

② 財源について検討状況等

料 金	料金収入については、既存の料金体系を維持した計画となっているため、住民サービスおよび近隣町村の動向を見ながら、料金体系について検討する。
企 業 債	利率の高い企業債については、財政担当部局と連携し、繰り上げ償還等を検討する。
繰 入 金	基準内外を問わず、財政担当部局と協議・検討する。
資 産 の 有 効 活 用 等 (* 2) に よ る 収 入 増 加 の 取 組	特になし。
そ の 他 の 取 組	特になし。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	検針・集金・施設巡回等を個人委託をしているが、委託者の高齢化等が懸念されているため、民間企業への委託を検討し、持続可能な体制の構築を図る。
修 繕 費	小さい修繕については、担当職員のスキルアップを図り、直営により修繕を行い、修繕費の上昇を抑える。
動 力 費	施設の統合により動力費の削減を検討する。
職 員 給 与 費	1名体制を維持するよう努める。
そ の 他 の 取 組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経 営 戦 略 の 事 後 検 証 、 更 新 等 に 関 する 事 項	経営戦略については、毎年度ローリングを実施し、財務状況等を考慮の上、事業の見直し等を実施していく。また、本戦略は10年の計画であるため、5年に1度、総合見直しを図り、投資計画等について修正を行っていく。
---	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	52,854	61,324	54,024	60,651	61,292	60,206	58,467	56,019	53,531	60,416	51,846	49,981
		(1) 営 業 収 益 (B)	39,265	41,381	37,406	38,892	37,302	34,536	33,658	32,802	31,968	35,156	32,014	29,607
		ア 料 金 収 入	39,265	39,531	37,356	36,392	35,452	34,536	33,658	32,802	31,968	31,156	30,364	29,607
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)		1,850	50	2,500	1,850					4,000	1,650	
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	13,589	19,943	16,618	21,759	23,990	25,670	24,809	23,217	21,563	25,260	19,832	20,374
		ア 他 会 計 繰 入 金	13,589	19,943	16,618	21,759	23,990	25,670	24,809	23,217	21,563	25,260	19,832	20,374
		イ そ の 他												
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	51,760	52,758	55,222	58,160	59,907	60,020	58,183	55,805	53,143	50,481	49,587	46,138
		(1) 営 業 費 用	41,523	38,856	44,290	41,816	42,303	41,419	40,568	39,749	38,890	38,200	37,469	35,943
		ア 職 員 給 与 費	5,020	5,930	6,050	6,172	6,296	6,422	6,551	6,683	6,818	6,956	7,097	7,241
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	36,503	32,926	38,240	35,644	36,007	34,997	34,017	33,066	32,072	31,244	30,372	28,702
		(2) 営 業 外 費 用	10,237	13,902	10,932	16,344	17,604	18,601	17,615	16,056	14,253	12,281	12,118	10,195
		ア 支 払 利 息	10,237	13,902	10,932	16,344	17,604	18,601	17,615	16,056	14,253	12,281	12,118	10,195
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他												
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		1,094	8,566	△ 1,198	2,491	1,385	186	284	214	388	9,935	2,259	3,843
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	148,308	140,565	169,025	135,139	137,835	47,673	63,795	75,577	86,250	179,779	180,980	81,497
		(1) 地 方 債	116,600	108,800	130,200	100,000	100,000					100,000	100,000	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	31,708	29,915	38,775	32,639	35,985	47,673	63,795	75,577	86,250	75,779	79,330	81,497
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金		1,850	50	2,500	1,850					4,000	1,650	
		(7) そ の 他												
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	150,117	149,035	172,223	134,817	140,880	50,689	65,030	76,785	87,466	186,585	186,437	86,990
		(1) 建 設 改 良 費	116,995	115,362	139,193	101,100	101,100					100,100	100,100	
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	33,122	33,673	33,030	33,717	39,780	50,689	65,030	76,785	87,466	86,485	86,337	86,990
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 1,809	△ 8,470	△ 3,198	322	△ 3,045	△ 3,016	△ 1,235	△ 1,208	△ 1,216	△ 6,806	△ 5,457	△ 5,493

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 715	96	△ 4,396	2,813	△ 1,660	△ 2,830	△ 951	△ 994	△ 828	3,129	△ 3,198	△ 1,650
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	4,602	7,464	2,246	446	2,896	2,246	396	396	396	396	4,397	2,046
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,887	7,560	△ 2,150	3,259	1,236	△ 584	△ 555	△ 598	△ 432	3,525	1,199	396
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	7,464	2,246	446	2,896	2,246	396	396	396	396	4,397	2,046	396
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	39,265	39,531	37,356	36,392	35,452	34,536	33,658	32,802	31,968	31,156	30,364	29,607
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	494,909	578,387	653,516	740,486	806,769	866,990	816,301	751,272	674,487	587,022	600,537	527,210

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 支 分	15,366	13,589	20,417	16,618	21,759	23,990	25,670	24,809	23,217	21,563	25,260	20,374
うち基準内繰入金	15,366	13,589	20,417	16,618	21,759	23,990	25,670	24,809	23,217	21,563	25,260	20,374
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	35,854	31,708	30,356	38,775	32,639	35,985	47,673	63,795	75,577	86,250	75,779	81,497
うち基準内繰入金	12,578	11,593	10,102	11,561	10,115	11,934	16,474	23,411	29,370	34,986	32,432	34,796
うち基準外繰入金	23,276	20,115	20,254	27,214	22,524	24,051	31,199	40,384	46,207	51,264	43,347	46,701
合 計	51,220	45,297	50,773	55,393	54,398	59,975	73,343	88,604	98,794	107,813	101,039	101,871

経営比較分析表

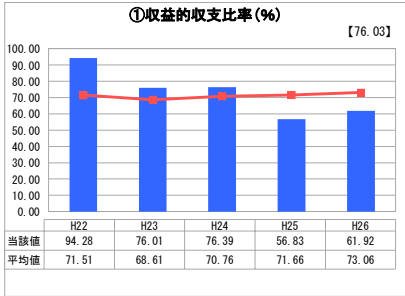
福島県 三島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
－	該当数値なし	98.66	3,800

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,820	90.81	20.04
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,768	1.05	1,683.81

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



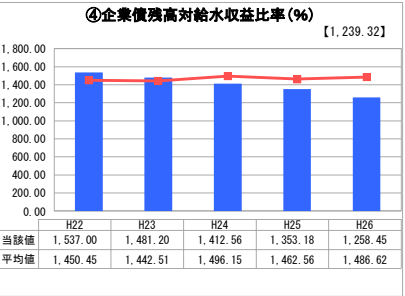
「単年度の収支」



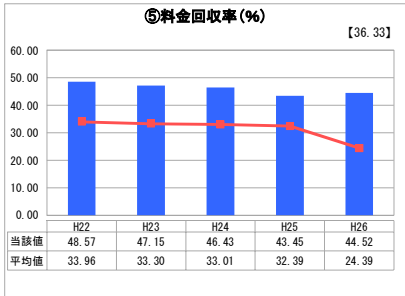
「累積欠損」



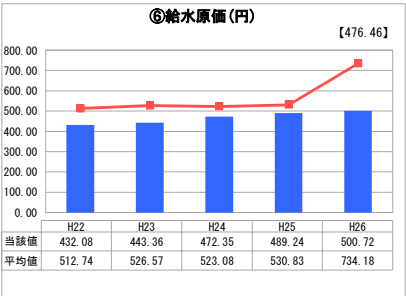
「支払能力」



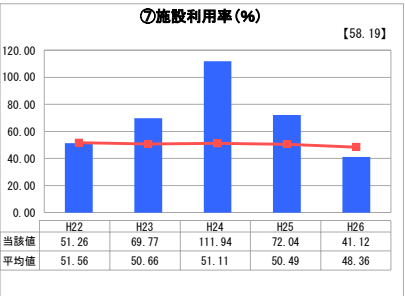
「債務残高」



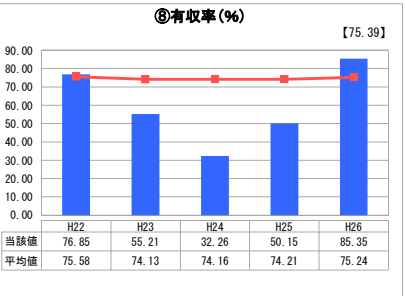
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

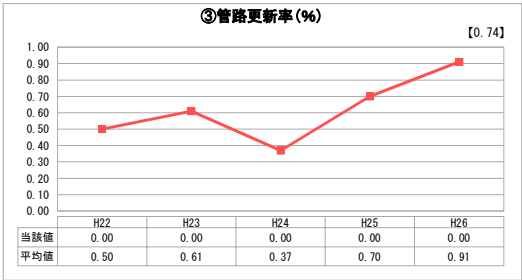
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 近年は類似団体と比較すると低い比率となっている。
 - ② 事業規模に対し、企業債残高が少ないため、類似団体と比較して低い数値となっている。
 - ③ 類似団体と比較して高い数値で推移しており、使用料での収入で経営している割合が高いといえる。
 - ④ 類似団体と比較すると若干低いものの、極端な差はない。
 - ⑤ 排水量の減少に伴い比率は減少傾向にある。
 - ⑥ 排水量の減少に伴い比率は上昇傾向にある。
- 以上のことから、平成26年度までは類似団体と比較して企業債残高の減少から、経営は比較的安定しているといえる。しかし、給水人口は少なく排水量も少ないため、給水原価が高い傾向にあるといえる。

2. 老朽化の状況について

- ③ 類似団体平均を下回っている。

簡易水道施設の管路については、老朽化の進む施設が順次更新の時期を迎え、計画的に敷設替え等を実施していく必要がある。

全体総括

簡易水道事業水は類似団体と大きな差はなく経営がされているといえる。今後は、より健全・効率的な経営のために維持管理費の削減等に努めるとともに、計画的な管路の更新が必要である。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。